

計量制度の見直しに伴う適正計量管理事業所の留意事項

平成30年7月

経済産業省産業技術環境局

計量行政室

1. 趣旨

適正計量管理事業所（以下「適管」という。）は、特定計量器を使用し適正な計量管理を行う事業所について、都道府県知事が指定を行うものです（計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第127条第1項。計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）第41条により国の事業所以外の事業所については、都道府県知事が指定）。

平成29年6月に施行令が改正され、特定計量器である質量計に「自動はかり」が追加されました。すでに適管に指定されている事業所であって自動はかりを使用している事業所は、以下2. に記す対応を行う必要があります。

2. 「自動はかり」の特定計量器への追加に伴って必要となる事項

(1) 変更届出

適管の指定申請書の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ることとされています（法第133条で準用する法第62条）。指定申請書には、使用する特定計量器の名称、性能及び数を記載することとされているので（法第127条第2項）、すでに適管に指定されている事業所であって自動はかりを使用しているすべての事業所は、以下のとおり「指定申請書記載事項変更届」を提出しなければなりません。

指定申請書記載事項変更届

届け出る者	すでに適管に指定されている事業所であって、自動はかり（取引・証明用か否か、4器種（※1）か否かを問わない）を使用しているすべての事業所	
届出の時期 （※2）	自動捕捉式はかり	平成31年4月1日～平成37年3月31日までの間
	ホップースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール	平成32年4月1日～平成38年3月31日までの間
	上記以外の自動はかり	平成31年4月1日～平成38年3月31日までの間。
届出書類	・ 指定申請書記載事項変更届	

	(計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)様式第55。なお、平成29年9月に様式第55は改正され、自動はかりについては名称、性能、数、取引・証明用か否かの別及び数、並びに施行規則第103条の規定により経済産業大臣が定める特定計量器の分類(※3)を記載する必要があります。)
届出先	事業所の所在地を所管する都道府県知事(ただし、所在地が特定市町村の区域にある場合は特定市町村の長を経由すること)(※4)

(※1) 4器種:自動捕捉式はかり、ホップースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール

(※2) 施行規則 附則(平成29年9月22日経済産業省令第69号)第4条

(※3) 自動捕捉式はかり、ホップースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール又はその他の自動はかり のいずれかを記載する必要がある。

(※4) 施行規則第81条で準用する同規則第31条第1項

(2) 定期的な自主検査の実施

自動はかりの特定計量器への追加に伴い、自動はかりを使用する適管は、計量士による検査(自主検査)を定期的の実施しなければなりません(法第128条第1項及び施行規則第75条第2項)。なお、自動はかりのうち自動捕捉式はかり、ホップースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールの4器種について、自主検査の際の基準とすべき性能、器差(使用公差)等の技術基準が今後制定される予定です。上記(1)の変更届出の提出後、定期的な自主検査を実施してください。

(3) 帳簿の記載

適管は、施行規則第77条で定めるところにより、帳簿を備え、使用する特定計量器について計量士が行った自主検査の結果を記載し、これを保存しなければならない、とされています(法第129条)。自動はかりを使用する適管は、当該自動はかりについて一般計量士が行った上記(2)の自主検査の結果を遅滞なく帳簿に記載し、事業所に備え付けてください。

この帳簿の記載は、変更届と同様、次表に示す時期にそれぞれ開始してください。

帳簿の記載

帳簿の記載の開始時期	自動捕捉式はかり	平成31年4月1日～平成37年3月31日の間であって、上記(1)の変更届の提出後。
------------	----------	---

(※1)	ホッパースケール、 充填用自動はかり及 びコンベヤスケール	平成32年4月1日以後～平成38年3月31日 の間であって、上記(1)の変更届の提出後。
	上記以外の自動はか り	平成31年4月1日～平成38年3月31日の間 であって、上記(1)の変更届の提出後。

(※1) 施行規則 附則(平成29年9月22日経済産業省令第69号)第4条

(4) 報告書の提出

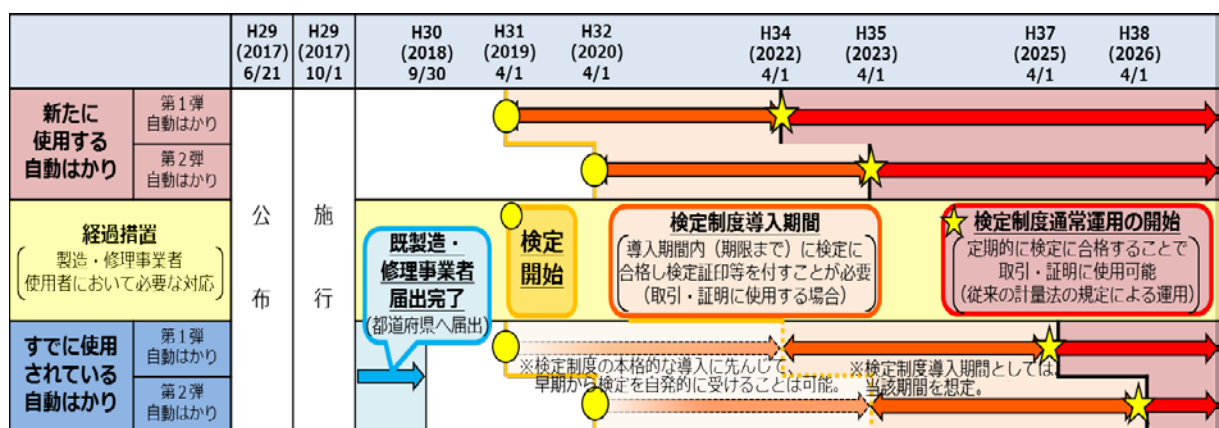
適管は、施行規則第96条で定めるところにより、毎年度、使用した特定計量器の種類や数、自主検査を実施した数等を記載した報告書(同則様式第91)を、当該年度終了後30日を経過する日までに、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出する必要があります。自動はかりを使用する適管は、変更届を提出した年度以降、毎年度終了後30日を経過する日までに、使用する特定計量器(自動はかりを含む)について記載した報告書を提出してください。

(5) 検定の受検

適管に限らず、検定の対象となる4器種の自動はかり(自動捕捉式はかり、ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール)を取引又は証明に使用する場合は、当該自動はかりについて検定を受検し、合格することが必要です。

検定の開始時期等は、自動はかりの種別等により異なりますので、ご注意ください。

(参考) 検定の実施時期



第1弾自動はかり…自動捕捉式はかり

第2弾自動はかり…ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール

検定開始時期：

第1弾：平成31年(2019年)4月1日、第2弾：平成32年(2020年)4月1日以降、それぞれ、下記に掲げる期限までに検定を受検し、合格する必要がある。

○新たに使用する自動はかり：

・第1弾…平成34年(2022年)3月31日まで

・第2弾…平成35年(2023年)3月31日まで

○すでに使用されている自動はかり：

・第1弾…平成37年(2025年)3月31日まで

・第2弾…平成38年(2026年)3月31日まで

※「新たに使用する自動はかり」と「すでに使用されている自動はかり」の判別

<すでに使用されている自動はかり>

第1弾自動はかりについて、平成34年(2022年)3月31日(注)までに、

第2弾自動はかりについて、平成35年(2023年)3月31日(注)までに、

取引又は証明に使用しているもの

<新たに使用する自動はかり>

「すでに使用されている自動はかり」以外のもの

例えば、第1弾はかりについて、平成34年(2022年)4月1日以降に取引又は証明に使用するために購入したものが該当。

(注)それぞれの時期までの間に、取引又は証明に使用する前に検定を受検する場合は、「新たに使用する自動はかり」として検定を受検することになる。

※検定の有効期間と次回検定期間：

有効期間は、検定を行った次の年度の4月1日から起算して2年間(適正計量管理事業所で使用のものは6年間(変更届後))となるため、検定証印に記された有効期間内に次回の検定を受検し、合格する必要がある。

3. 自動はかりの検定証印有効期間と適管変更届出との関係

平成29年6月1日の施行令改正により、自動はかりのうち検定対象4器種について検定証印の有効期間が新たに規定され、適管が使用する自動はかりは「6年」、それ以外は「2年」と規定されました。

ただし、この適管の検定証印有効期間「6年」は、上記2.(1)の変更届を提出してはじめて適用されます(施行規則 附則(平成29年9月22日経済産業省令第69号)第4条第5項)。適管変更届の提出前に当該自動はかりの検定を受けることも制度上は可能ですが、当該検定に合格した場合に付される検定証印有効期間は「6年」ではなく「2年」となります。また、その場合は当該2年の満了までに検定を受検して合格し、かつ、その次年度以降も適管を継続する場合は、以降の有効期間が「6年」となります(下図参照。特定計量器検定検査規則第25条、第26条の2)。

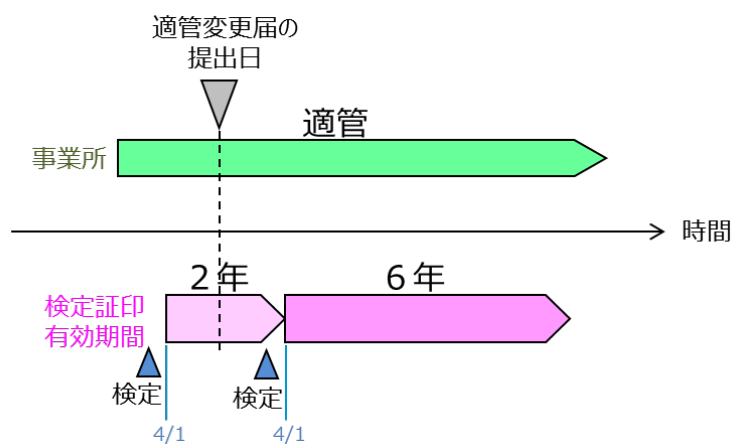


図 有効期間2年の途中で変更届出がされた場合

5. Q&A

全般	
Q	「自動はかり」の特定計量器への追加に伴って適管に新たに発生する業務（変更届出、定期的な自主検査の実施、帳簿の記載、報告書の提出）について、その対象となる自動はかりは、取引・証明に使用されるもの、あるいは検定対象の4器種（自動捕捉式はかり、ホップースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール）に限定されるのか。
A	<p>適管の指定は、その使用する特定計量器を適正に管理する事業者に対し行われるものであり、使用する自動はかりが取引・証明用か否かを問わず、また、検定対象の4器種か否かを問わず、適管が使用する特定計量器に関して、変更届出や定期的な自主検査、帳簿の記載、報告書の提出をする必要があります。</p> <p>なお、この「使用する特定計量器を適正に管理」の「使用する」とは、取引・証明に用いるか否かは問いません。</p>
手続の実施時期	
Q	自動はかりを使用している適管は、いつからいつまでに変更届を提出すればよいのか。その期間を過ぎた場合はどうなるのか。
A	変更届の提出時期は、使用する自動はかりの種類によって異なります。本紙2.(1)を参照してください。また、自動はかりを使用しているにもかかわらず変更届が提出されないなど、本紙2.に記載する業務が行われていない場合、適管の指定が取り消されることがありますので注意してください。
Q	自動はかりを使用する適管が行うこととされている業務（変更届出、定期的な自主検査、帳簿の記載、報告書の提出）について、これらを行うべき順序（時期的な前後関係）を教えてください。
A	<p>自動はかりのうち検定対象の4器種については、今後、特定計量器検定検査規則が改正され、その技術基準（J I Sによる旨）が規定される予定です。その後すみやかに、計量管理規程を変更するなど、自動はかりの定期的な自主検査を実施する体制を整えた後、遅滞なく適管の変更届を提出するとともに、法令に基づく定期的な自主検査を開始してください。</p> <p>この他に、適管変更届出の時期と、定期的な自主検査の開始時期との前後関係に関する決まりは特にありません。</p> <p>帳簿の記載は、定期的な自主検査の実施結果を記載してください。</p> <p>報告書の提出は、変更届が提出された年度の終了後30日を経過する日まで（すなわち変更届出の翌年度4月末まで）に行ってください。</p>
Q	変更届出を行う前に、毎年度の報告書を提出する必要があるのか。

	報告書の提出前に、定期的な自主検査を一度は実施していなければならないのか。
A	<p>自動はかりについて記載した報告書は、自動はかりに係る適管変更届出を行った年度の終了後30日を経過する日まで（すなわち変更届出の翌年度4月末まで）に提出してください。以降毎年度、その翌年度4月末までに報告書を提出する必要があります。</p> <p>なお、定期的な自主検査は、あらかじめ定めた実施頻度・時期に従って実施すればよく、必ずしも報告書の提出前に自主検査を実施する必要はありません。</p>
Q	自動はかりについて、J I Sの制定や検定検査規則の改正を待たずに業務（変更届出、定期的な自主検査の実施、帳簿の記載、報告書の提出）を開始できるのか。
A	<p>変更届出、帳簿の記載は、自動はかりの種別によって定められています（2.（1）、（3）のとおり）。</p> <p>定期的な自主検査は、検定対象の自動はかり4器種の場合、法令に基づく検査が必要となるため、その技術基準となるJ I Sの制定や検定検査規則の改正後に行う必要があります。ただし、法令に基づかない自主検査をすることを妨げるものではありません。</p> <p>一方、検定対象外の「その他の自動はかり」については、本紙2.（2）に記載するのとおり、事業所において自主検査の実施体制を整えた上で自主検査を開始してください。</p> <p>報告書の提出は、変更届を提出した年度以降、毎年度の終了後30日を経過する日までに、使用する特定計量器（自動はかりを含む）について記載した報告書を提出してください。</p>
検定有効期間（2年・6年の運用）	
Q	適管の変更届出を行うよりも前に、自動はかりの検定を受検し合格した。検定証印の有効期間（2年）の途中で適管変更届出をした場合、次に検定を受けなければならないのはいつか。
A	本紙3. のとおり、適管変更届出をした時点の検定証印有効期間は2年のままですが、当該2年の満了までに検定を受検して合格し、かつ、その次年度以降も適管を継続する場合は、以降の有効期間が「6年」となります。